

告 示

埼玉県告示第四百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和六年四月二十四日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

関根建設株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島六百四十七番地

ハ 代表者の氏名

関根 優

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―三）第一八九五八号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和六年五月九日から同年五月二十三日までの十五日間

四 処分の原因となった事実

関根建設株式会社は、令和五年三月十六日に締結した杉戸町発注の工事に関し、令和五年九月二十日から令和六年一月九日までの間、当該工事について資格要件を有する主任技術者が不在であった。

このことは建設業法第二十六条第一項に違反し、同法第二十八条第三項（同条第一項第二号該当）に該当する。